

## 選挙権・被選挙権の性格

### 1 選挙権の性格

#### (1) 二元説

選挙権について、「選挙人は、一面において、選挙を通して、国政についての自己の意思を主張する機会を与えられると同時に、他面において、選挙人団という機関を構成して、公務員の選挙という公務に参加するものであり、前者の意味では参政の権利をもち、後者の意味では公務執行の義務をもつから、選挙権には、権利と義務との二重の性質があるものと認められる」と把握する説

#### (2) 権利一元説

選挙権について、「人民主権原理を採用する日本国憲法のもとで、政治的意思決定能力をもつ人々が国家権力（＝主権）の行使に参加する当然の権利であり、公務としての性格をもつものではない」と把握する説

#### (3) 二元説、権利一元説にかかる論説

- ・選挙権の公務的性格を否定して、選挙権の権利的性格だけを前提にした場合においても、立法府の裁量が直ちに否定されるわけではないのであるから、重要なことは、権利の名のもとに具体的に何が主張され、公務の名のもとに権利を制約する要素として何が語られるかということである。選挙権が重要な人権の一つであることは疑いないところであるが、選挙権は表現の自由などの精神的自由権とは異なり、権利を享有する資格要件として、年齢二〇歳以上、地方公共団体の議員および長の選挙については三か月以上の住所を有することが定められ、また、禁治産者や受刑者に権利が認められず、選挙に関する犯罪者に権利が一定期間停止されるような制限を受けており、さらに、自動車、葉書、ビラ、放送、新聞広告などについて一定の範囲で無料とする選挙公営化が実現されていることは、選挙権の公務的性格によって説明できるものである。この意味で選挙権は公務的性格を併有するといえることができる。（注釈日本国憲法 樋口・佐藤・中村・浦部）
- ・選挙権が基本的権利としての性格を有するとする点では、二元説と権利一元説の間に違いはない。…選挙権が「権利」であるとされ、「公務」性の有無が問題とされる場合、そこでは、一体、具体的に何が主張されているのかを明らかにすることが重要である。そして、この視点から両説の対立点を具体的にみても、その差が意外と小さなものにすぎないことが明らかになる。（憲法I 野中・中村・高橋・高見）

#### (4) 判例

「国民主権を宣言する憲法の下において公職の選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一であることは所論のとおりであるが、それだけに選挙の公正はあくまでも厳粛に保持されなければならないのであって、一旦この公正を阻害し、選挙に関与せしめることが不適当とみとめられるものは、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことは相当であるからこれを以て不当に国民の参政権を奪うものというべきではない」(最大判昭和三〇年二月九日刑集九卷二号二一七頁)

- この判決は、選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一つであることを認めると同時に、選挙の公正という観点からの選挙権の制限を認めているものであるが、選挙権の公正の確保ということは選挙権の公務的性格を具体化する表現と解することができよう。(注釈日本国憲法 樋口・佐藤・中村・浦部)
- 右の「選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一である」とする判示部分から、最高裁は権利一元説に立つものと解することも可能であるが、しかし、判決では「選挙の公正の確保」という選挙権行使の公務的制約の見地から選挙権の制限を理由づけているので、二元説の立場をとっているとみることができるであろう。(憲法 I 野中・中村・高橋・高見)

## 2 被選挙権の性格

### (1) 学説

被選挙権の性格については、「選挙によって議員その他の公職に就きうるための資格」、あるいは、「選挙人団によって選挙されたとき、これを承諾し、公務員となりうる資格」というように、被選挙権は権利ではなく、権利能力であると解するのが学説の一般である。これに対して、立候補する権利という意味での被選挙権、ないし公職就任権は憲法上の基本的権利であると解されている。この場合に、被選挙権ないし公職就任権の憲法上の根拠については、憲法で明記していないが、憲法一三条の幸福追求権に根拠を求める見解と、選挙権と被選挙権を一体としてとらえることによって憲法一五条一項に根拠を求める見解に分かれている。(注釈日本国憲法 樋口・佐藤・中村・浦部)

### (2) 判例

「被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当に制約を受けるようなことがあれば、そのことは、ひいては、選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反することとならざるを得ない。この意味において、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である。このような見地からいえば、憲法一五条一項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」(最大判昭和四三年一二月四日刑集二二卷一三号一四二五号)